

事を除く。)の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5 厚生労働大臣は、副理事長又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、その役員の解任を命ずることができる。

(代表権の制限)

第十七条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらのは、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関しこれの裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

(職員の任命)

第十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第二十条 機構の役員及び職員(以下「役員」という。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員の報酬等)

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。

2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。

5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給を

基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(職員の給与等)

第二十二条 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めなければならない。

(服務の本旨)

第三章 服務

第二十三条 役員の服務は、国民の共同連帶の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料

(厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料及び国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいいう。)により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持つて、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこえたることを本旨としなければならない。

(業務の範囲)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

第二十七条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 厚生年金保険法第百条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第七十九条第一項各号に掲げる事務、同法第七十九条第一項各号に規定する事務、同法第七十九条第一項に規定する運用並びに同法第百条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

二 国民年金法第九条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第七十九条第一項各号に規定する事務、同法第七十九条第一項各号に規定する運用並びに同法第九条の十第一項に規定する収納を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行

い。役員は、第二十七条に規定する業務により、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

4 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

5 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

6 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

7 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

8 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

9 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法、船員保険法若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の处分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 厚生年金保険法第百条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第七十九条第一項各号に掲げる事務、同法第七十九条第一項各号に規定する事務、同法第七十九条第一項各号に規定する運用並びに同法第九条の十第一項に規定する収納を行うこと。

二 国民年金法第九条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第七十九条第一項各号に規定する事務、同法第七十九条第一項各号に規定する運用並びに同法第九条の十第一項に規定する収納を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行

い。役員は、第二十七条に規定する業務により、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

4 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

5 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

6 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

7 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

8 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

9 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

10 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

11 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

12 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

13 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

14 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

15 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

16 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

17 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

18 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

19 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

20 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

21 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

22 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

23 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

24 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

25 役員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

五 次に掲げる事務を行うこと。

イ 國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十一条第十二項に規定する事務及び同法第四十七条规定する収納を行うこと。

ロ 國民健康保険法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十一条第十二項に規定する事務及び同法第四十七条规定する収納を行うこと。

ハ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)その他の法律の規定による厚生年金保険法による年金たる給付(次条並びに第三十条第五項第二号及び第三号において「年金給付」という。)の支払をする際ににおける保険料その他の金銭の徴収及び納入に係る事務

ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百四号)第六十二条第一項に規定する権限に係る事務及び同法第六十三条第一項に規定する事務

二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百四号)第六十二条第一項に規定する権限に係る事務及び同法第六十三条第一項に規定する事務

三 第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務

四 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第四十一条第一項に規定する権限に係る事務、同法第四十六条第一項に規定する事務及び同法第四十七条规定する収納を行うこと。

五 次に掲げる事務を行うこと。

イ 國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十一条第十二項に規定する事務及び同法第四十七条规定する収納を行うこと。

ロ 國民健康保険法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十一条第十二項に規定する事務及び同法第四十七条规定する収納を行うこと。

ハ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)その他の法律の規定による厚生年金保険法による年金たる給付(次条並びに第三十条第五項第二号及び第三号において「年金給付」という。)の支払をする際ににおける保険料その他の金銭の徴収及び納入に係る事務

二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百四号)第六十二条第一項に規定する権限に係る事務及び同法第六十三条第一項に規定する事務

三 第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務

四 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第五条の三に規定する事務

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 被保険者等の意見の反映

八 被保険者、事業主、年金給付の受給権者(次条及び第三十条第二項において「受給権者」という。)その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十六 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十七 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十八 機構は、第二条第一項の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、年金給付の受給権者(次条及び第三十条第二項において「受給権者」という。)その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

二十九 機構は、從たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者

権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

(年金委員)

第三十条 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を嘱託することができる。

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができること。

4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。年金委員でなくなりた後においても、同様とする。

5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。

6 年金委員は、国の予算の範囲内において、それを他の業務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

7 前各項に定めるもののほか、年金委員に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(業務の委託等)
第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他当該委託を受けた業務に從事する者(次項において「受託者等」という)又はこれらの人であつた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。

(業務方法書)

第三十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 提供するサービスその他の業務の質の向上るものとする。

1 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。)

2 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 業務運営の効率化に関する事項

4 業務運営における公正性及び透明性の確保

(中期計画)

第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めた後においても、同様とする。

2 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができること。

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができること。

4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。年金委員でなくなりた後においても、同様とする。

5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。

6 年金委員は、国の予算の範囲内において、それを他の業務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

7 前各項に定めるもののほか、年金委員に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(業務の委託等)

第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他当該委託を受けた業務に従事する者(次項において「受託者等」という)又はこれらの人であつた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。

(業務方法書)

第三十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

（年度計画）

第三十五条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときには、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

3 厚生労働大臣は、中期目標の期間の終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標の達成状況に関する報告書(第五十一条第一項第六号及び第五十九条第六号において「中期実績報告書」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

4 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

6 厚生労働大臣は、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

8 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

10 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

11 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

12 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

13 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

14 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

15 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

16 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

17 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

18 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

19 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

20 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

21 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

22 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

23 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

24 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

25 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

26 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

27 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

28 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

29 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたとき月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

30 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

有するに合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

4 厚生労働大臣(その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)及び機構は、法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することはならない。

5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときには、本人(当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

6 前項の規定にかかる年金個人情報を利用するため、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

7 前項の規定にかかる年金個人情報を利用するため、年金個人情報を利用し、又は提供することによって相当な理由のあるとき。

8 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、健康保険法又は船員保険法の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされている

9 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務のうち、健康保険法又は船員保険法の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされているもの

10 健康保険法その他の法律の規定により、海上労働者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事務の運営に当たつて厚生労働省及び機構が取得する個人情報をいう。以下この条において同じ。)

11 年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務

12 その他法令の規定により厚生労働大臣又は機構が行う事務であつて厚生労働省令で定めるもの

13 次に掲げる事務を遂行する者(チに掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。)に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供する場合に、変更前の利用目的と相当の関連性をとについて相当な理由のあるとき(チに掲げ

る事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限る。)。

イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの

ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務(前号ロに掲げるものを除く)。

ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの

ニ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務

ホ 本年金給付と他の法律による給付との併給の調整に関する事務

ト 政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるもの

チ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第一百二十四号)第二条第三項に規定する高齢者虐待の防止、同法第九条第一項及び第二十四条の規定による措置に関する事務その他の法令の定める事務であつて厚生労働省令で定めるもの

リ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による事務

四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

前項の規定は、年金個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

7 厚生労働大臣及び機構は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、年金個人情報を提供するための厚生労働省又は機構の内部における利用をそれぞれ特定の部局若しくは機関又は特定の役員若しくは職員に限るものとする。

6

四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

前項の規定は、年金個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

7 厚生労働大臣及び機構は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、年金個人情報の利用目的以外の目的のための厚生労働省又は機構の内部における利用をそれぞれ特定の部局若しくは機関又は特定の役員若しくは職員に限るものとする。

る事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限る。)。

イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの

ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務(前号ロに掲げるものを除く)。

ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの

ニ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務

ホ 本年金給付と他の法律による給付との併給の調整に関する事務

ト 政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるもの

チ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第一百二十四号)第二条第三項に規定する高齢者虐待の防止、同法第九条第一項及び第二十四条の規定による措置に関する事務その他の法令の定める事務であつて厚生労働省令で定めるもの

リ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による事務

四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

前項の規定は、年金個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

7 厚生労働大臣及び機構は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、年金個人情報の利用目的以外の目的のための厚生労働省又は機構の内部における利用をそれぞれ特定の部局若しくは機関又は特定の役員若しくは職員に限るものとする。

8

厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9 年金個人情報が個人情報の保護に関する法律第六十条第一項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第九十八条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第六十九条第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定めることとする。

第五章 財務及び会計

第三十九条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(企業会計原則)

第四十条 機構の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十九条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(企業会計原則)

第四十条 機構の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十九条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらとの附属明細書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

四 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

五 前項の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

六 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

七 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

八 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

九 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十一 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十二 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十三 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十四 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十五 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十六 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十七 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十八 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

十九 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十一 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十二 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十三 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十四 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十五 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十一 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十二 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十三 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十四 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十五 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十六 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十七 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十八 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

二十九 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十一 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十二 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十三 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十四 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十五 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十六 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十七 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十八 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

三十九 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

四十 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

四十一 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

四十二 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

四十三 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

四十四 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

四十五 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれに堪えないとき。

(会計監査人の監査等)

第四十二条 機構は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第六条の二第二五項に規定する外國公認会計士を含む)又は

監査法人でなければならない。

公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人

となることができない。

会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第一項の承認の時までとする。

厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があつたとき。

四 厚生労働大臣に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

五 厚生労働大臣の認可を受けた金額に限り、又はこれを国庫へ納付して厚生労働大臣の認可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該不要財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。)がある場合に於いて、その額を除く。)の範囲内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫へ納付することができる。ただし、中期計画において第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合に於いて、その額を除く。)の範囲内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

六 機構は、前項の場合において、不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、滞滯なく、これを国庫へ納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて厚生労働大臣の認可を受けた場合に於ける当該認可を受けた金額については、この限りでない。

七 機構は、前項の場合において、当該納付に係る不

要財産が政府からの出資に係るものであるとき

は、機構の資本金のうち当該納付に係る不要財

産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額

についても、機構に対する政府からの出資はな

かつたものとし、機構は、その額により資本金

を減少するものとする。

前各項に定めるもののほか、不要財産の処分に關する必要な事項は、政令で定める。

(財産の処分等の制限)

第四十四条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

政府は、前項の規定により交付金を交付するときは、機構に対し、その交付に充てるための財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訛及び当該財源の内訛に対応した交付金の使途を明らかにするものとする。

は、この限りでない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十四条の二 機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該不要財産を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

機構は、前項の規定による不要財産(金額を除外。以下この項及び次項において同じ。)の

場合に於いて、その計画に従つて当該不要

財産を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

機構が、前項の規定による国庫へ納付する

ときは、その額を除く。)の範囲内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

画（以下この条及び附則第五条第二項において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 機構が自ら行う業務と第三十一条第一項の規定により委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項

二 機構の設立に際して採用する職員の数その他機構の職員の採用についての基本的な事項

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は經營管理に關し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聽くものとする。（理事長等となるべき者の指名等）

第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成員として採用される者に対する事務を処理させる。

4 第二項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成員として採用される。

5 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならぬ。

6 前項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成員として採用される。

7 第二項又は第三項の規定により機構の職員の採用に関する事務については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の規定による。

れた理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

（社会保険審議会への諮問等）

第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保険審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。

（機構の成立）

第七条 機構は、この法律の施行の時に成立する。（職員の採用）

第八条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従うべく、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成員として採用され、機構の職員として採用される。

4 第二項の規定により提示する労働条件の内容法その他の前三項の規定の実施に関する通知を受けた者は、厚生労働省令で定める。

5 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに當たっては、人事管理に關し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受け選任する者からなる会議の意見を聽くものとする。

6 機構の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、機構がした行為及び機構に対してなされた行為とする。

7 第二項又は第三項の規定により機構の職員の採用に関する事務については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の規定による。

（第二項の規定は、適用しない）

（秘密保持義務）

第九条 設立委員又はその職にあつた者は、機構の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

2 前条第五項の規定により選任された者は、同項の規定による機構の職員の採否の決定に関しに基づく退職手当は、支給しない。

3 前二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（機構の職員の退職手当に関する経過措置）

第十条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用される者に対するは、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構は、機構の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、附則第八条第三項の規定により引き続いて機構の職員として採用された者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対するは、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

2 前項の規定により機構が国に有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

（不動産に関する登記）

第十三条 機構が前条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

4 前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第十四条 国は、機構の成立の際現に社会保険庁に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の使用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に日本年金機構という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業年度に関する経過措置）

第十六条 機構の最初の事業年度は、第三十九条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、

等」という。の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を除く。）の規定にかかわらず、機構の成立の日五月又は第八条第四項において準用する場合を除く。の規定にかかるらず、機構の成立の日五月の属する月の翌月から始める。

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年五月二七日法律第五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年一二月二六日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法第二十一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二十二条第二号の改正規定並びに第六条の規定（日本年金機構法第五十三条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十一号）第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

る。（日本年金機構法の一部改正に伴う経過措置）
第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第六条の規定による改正前の日本年金機構法第三十四条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、第六条の規定による改正後の同法（次項において「新法」という。）第三十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行つた財産の譲渡であつて、同日において新法第五条第四項に規定する不要財産（金銭を除く。以下この項において「不要財産」といいう。）の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

号）抄

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和三年五月一九日法律第三十七条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定（公布の日）

二 及び三略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十

三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第

四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第三十五条の改正規定（（条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日）

号）抄

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

二 略

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

二 略

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

（施行期日）

の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）